4　施行令第三十九条の百二十二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項又は第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に法第六十八条の九十八第三項に規定する適格分割等により引き継ぐ同項第二号に規定する特別勘定の金額に係る同条第一項に規定する特定株式として記載されたものとする。

5　法第六十八条の九十八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十八条の九十八第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第六十八条の九十八第三項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）

三　法第六十八条の九十八第三項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　法第六十八条の九十八第三項に規定する適格分割等の年月日

五　法第六十八条の九十八第三項第二号の特別勘定に係る特定株式を発行した法人の名称

六　法第六十八条の九十八第三項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額

七　その他参考となるべき事項

6　法第六十八条の九十八第八項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている連結親法人又はその連結子法人の同項の各連結事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

7　施行令第三十九条の百二十二第七項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十八条の九十八第九項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

8　施行令第三十九条の百二十二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

9　施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十八条の九十八第十項の特定株式として記載されたものとする。

10　法第六十八条の九十八第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

第二十二条の七十九第二項中「第三十九条の百二十三の二第十五項」を「第三十九条の百二十四第十五項」に改める。

第二十三条の二の二第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項第三号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「猶予対象宅地等」の下に「及び同項に規定する猶予対象受贈宅地等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号中「この号及び第十二項」を「この号及び第十四項」に改め、同号八中「第七項第二号及び第十二項」を「第九項第二号及び第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　施行令第四十条の二の二第九項第三号ロに規定する財務省令で定める金額は、法第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同条第一項の特例受贈事業用資産の価額（当該特例受贈事業用資産に係る法第七十条の六の八第二項第三号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算において同号の債務の金額が控除された場合には、当該価額に、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額。次項において同じ。）のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける施行令第四十条の二の二第九項第三号に掲げる資産に対応する部分の価額に相当する金額とする。

一　当該納税猶予分の贈与税額の計算において施行令第四十条の七の八第八項の規定により計算された価額に相当する金額

二　法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた同項に規定する特例受贈事業用資産の価額

5　施行令第四十条の二の二第九項第四号ロに規定する財務省令で定める金額は、法第七十条の六の九第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈事業用資産の価額のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける同号に掲げる資産に対応する部分の価額に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第七十条の六の八第六項の承認に係る現物出資により移転をした施行令第四十条の二第五項に規定する受贈宅地等（同項に規定する受贈宅地等の譲渡につき法第七十条の六の八第五項の承認があつた場合における同項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた資産を含む。）の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時（同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日。次号において同じ。）における価額に相当する金額（当該特例受贈事業用資産とみなされた資産にあつては、第二十三条の八の八第二十二項の規定により計算した金額）

二　前号の現物出資により移転をした全ての法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産の同項の規定の適用に係る贈与の時における価額（当該特例受贈事業用資産が同条第五項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされたものである場合には、第二十三条の八の八第二十二項の規定により計算した金額）の合計額

第二十三条の五の三第二項第三号中「子ども・子育て支援法」の下に「（平成二十四年法律第六十五号）」を加える。

第二十三条の八の八第一項第一号中「第十六項第一号ハ並びに次条第十四項第四号ハ」を「第十四項第一号ハ並びに次条第十二項第四号ハ」に改め、同条第十二項中「。）」の下に「又は特例受贈事業用資産に係る事業」を加え、同項各号を次のように改める。

一　承継会社の定款の写し

二　承継会社の登記事項証明書

三　施行令第四十条の七の八第二十八項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した書類及び同項に規定する書類に準ずる書類

四　その他参考となるべき書類

第二十三条の八の八第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項第七号中「第十八項第五号及び第二十項第九号」を「第十六項第五号及び第十八項第九号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「書類と」を「書類（法第七十条の六の八第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の九第二十五項及び第二十六項に規定する書類に準ずる書類）と」に改め、同項第一号中「特例贈与報告基準日」の下に「（法第七十条の六の八第九項に規定する特例贈与報告基準日をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「事項と」を「事項（法第七十条の六の八第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十二の二第十九項に規定する事項に準ずる事項）と」に改め、同項